

## タクシー事業者運行支援緊急対策交付金 Q & A

### Q 1 対象車両は？

申請日時点において県内でタクシー事業用自動車として岩手運輸支局へ登録されている車両が対象です。

### Q 2 申請日時点までに減車した車両は対象とならないのか？

対象となりません。

### Q 3 特定大型、大型車両も対象となるのか？

タクシー事業用自動車として登録されていれば対象となります。

(参考)

特定大型車	乗車定員7名以上
大型車	乗車定員6名以下かつ排気量2リットル以上
普通車	乗車定員6名以下かつ排気量2リットル以下

### Q 4 福祉タクシー車両も対象となるのか？

タクシー事業用自動車として登録されていれば対象となります。ただし、福祉輸送事業限定事業者の車両は対象となりません。(特定の顧客を輸送するものであるため)

### Q 5 市町村等から委託を受けて運行しているコミュニティバス車両も対象となるのか？

対象事業者が市町村等から運行の委託等を受けている場合において、令和6年10月1日から令和7年3月31日までの間、この運行の用に限り使用する車両(コミュニティバス等)は対象となりません。